

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆第二七号)(衆議院提出) 要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地震防災緊急事業五箇年計画の内容

公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するものについて、地震防災緊急事業五箇年計画の内容に追加するものとする。

二、公立の小中学校等についての耐震診断の実施等

1 地方公共団体は、その設置する幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部の校舎、屋内運動場及び寄宿舎のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法等に適合しない建築物で同法第三条第二項の適用を受けているものについて、耐震診断を行わなければならないものとする。

2 地方公共団体は、1の耐震診断を行った建築物ごとに、その結果を公表しなければならないものとする。

三、私立の小中学校等についての配慮

国及び地方公共団体は、私立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部の校舎、屋内運動場及び寄宿舎について、地震防災上必要な整備のため財政上及び金融上の配慮をするものとする。

四、国の補助の特例

1 公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎で、地震による倒壊の危険性が高いものうち、やむを得ない理由により補強が困難なものの改築に係る国の負担割合を二分の一とすること。

2 公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎で、地震による倒壊の危険性が高いものの補強に係る国の負担割合を三分の二とすること。

五、施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。